

# 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり検査内容を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 令和3年4月1日（木）採取分より

■変更内容

## ○水道水の農薬類の目標値の変更

令和3年3月26日付「生食発 0326 第11号」厚生労働省により「水道基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」に基づき、以下の農薬類の目標値が変更となりました。

検査項目	新	旧
カルボフラン	0.0003 mg/L	0.005 mg/L
ベンフラカルブ	0.02 mg/L	0.04 mg/L

## ○水道水の要検討項目への追加

令和3年3月26日付「薬生水発 0326 第4号」厚生労働省により「水道基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」に基づき、以下について要検討項目に追加となりました。

検査項目	目標値
ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	今後、有害性評価や検出状況に関する情報・知見の収集に努めていく事が適当との事から、現状、目標値は設定されておりません。

以上